

Title	元文の五孝子関連文献及び森鷗外『最後の一句』の解釈について
Author(s)	佐野, 大介
Citation	中国研究集刊. 2008, 46, p. 73-90
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/60987
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

元文の五孝子関連文献

及び森鷗外『最後の一句』の解釈について

佐野大介

はじめに

元文年間の大坂で、ある兄弟姉妹が、死刑に決まった父親の身代わりになりたいと奉行所に願ひ出るといふ事件が起つた。その事件の大筋は、「元文三年、大坂堀江の居船頭である勝浦屋（かつらや・桂屋）太郎兵衛の雇う沖船頭新七は、秋田より大坂へ米を運ぶ際に嵐に遭い難破。米や船の損害は、実際は一部分で済んだにもかかわらず全損と詐称し、差額を太郎兵衛と分配する。後このことが発覚、新七は逃亡するも太郎兵衛は逮捕される。二年後、太郎兵衛の死刑執行が決定すると、太郎兵衛の実子四人（いち・まき・とく・初五郎）と養子一人（長太郎）とが、自分たちを身代わりとして処刑し、父を助

命するよう奉行所に願ひ出る。当初奉行所は取り合わなかつたが、尋問が行なわれ、江戸に処遇を問ひ合わせる間処刑が延期される。その間に大嘗祭の特赦があり、太郎兵衛は減刑され、結果的に太郎兵衛の命が助かる」といふものである。なお、この五名は、公より善行を表彰された者を集めた『官刻孝義録』の表彰者リストに記名があり、『摂津名所図会大成』に、

近頃忠孝の者市中にありて公の上聞に達し台命あつて御褒美として悉く銀若干を賜ふ

として紹介されていることから、事件後その孝行を表彰され、褒美を受けていることが分かる（注1）。

この事件は後に、森鷗外『最後の一句』の題材として取り上げられる。鷗外の日記によれば、その執筆は事件の発生から二百年近くを経過した大正四年九月十七日であるから(注2)、鷗外がなんらかの典拠に拠ったことは明らかである。長谷川泉氏が、この事件を記載した資料として根岸鎮衛『耳袋』・松崎堯臣『窓の須佐美 追加』・大田南畝『一話一言』を挙げ、なかでも『一話一言』が『最後の一句』の直接の典拠であるとしてより、この事件の典拠としてこの三書を挙げることが学界の定説となっている(注3)。

直接の典拠という点では筆者の考えもこれに外れるものではないが、『一話一言』は中井整菴『五孝子伝』を転載改変したものだと考えられる。また、筆者の調査によると、当該事件を記した資料はこれら三書の他にも多数

存在する。そこで本稿では、当該事件に関する各資料の記載を比較することにより、その成立と踏襲関係について考察し、そこから『最後の一句』の解釈についても些かの私見を述べたい。

なお、本稿で用いた資料は、「元文の五孝子及び森鷗外『最後の一句』関連資料」(『懷徳堂センター報』2008、平成20年)としてまとめた。本稿と相補完するものであるため、併せご参考頂きたい。

一、当該事件記載資料

先学指摘の三書を含め、筆者の管見に及んだ当該事件記載資料をおおよそその執筆年代順に並べる(注4)。また、下に当該資料の性質を示した。

官	刻『孝義録』(撰津国)	官	刻『孝義録』(撰津国)	官	刻『孝義録』(撰津国)	官	刻『孝義録』(撰津国)
	秋里籬島『撰津名所図会』		寛政十年(一七九八)(卷四刊)		名所図会		甲
	根岸鎮衛『耳袋』(注5)		宝暦一三年(一七六三)から明和五年(一七六八)		隨筆		丙
	中井整菴『五孝子伝』		元文四年(一七三九)		單篇		甲
	松崎堯臣『窓の須佐美 追加』		享保九年(一七二四)(本編序刊)		隨筆		丙
	選者と書名		成立年代		性質		群

大田南畝『一話一言』	文政三年（一八二〇）ごろ	隨筆	甲
曉 鐘成『撰津名所図会大成』	安政二年（一八五五）以後	名所図会	甲
政田義彦『浪速人傑談』	安政二年（一八五五）	德行譚集	甲
城井寿章『近世孝子伝』	明治七年（一八七四）	德行譚集	乙
鈴木重義『和漢孝義録』	明治一五年（一八八二）	德行譚集	乙
保田安政『修身事蹟』	明治二四年（一八九一）	德行譚集	丙
今川 肅『賢女脩身事蹟』	明治二五年（一八九二）	德行譚集	丙
蘆立文助『教毓史譚』	明治三〇年（一八九七）	德行譚集	乙
佐藤緑葉『ポケット忠孝百話』	明治四四年（一九一〇）	德行譚集	丙
石川 弘『通俗孝子伝』	明治四五年（一九一〇）	德行譚集	甲
森 鷗外『最後の一句』	大正四年（一九一五）	小説	甲

（表一）

以上のように、管見の及んだ限りにおいて、『最後の一句』を含めて大正四年までに発表された当該事件記載資料は、十六書に及ぶ。また一見して、江戸時代は複数の性質の文献に取り上げられているのに対して、明治以降は、『最後の一句』を除き全て德行譚集に採録されていることが分かる。

明治五年に学制が發布され、自由発行された書籍から修身の教科書が指定されることと決まった。それに伴い、列伝形式の修身教科書が多数撰述された。表の『近世孝

子伝』（明治七年刊）などもその一つである（注⑤）。これ以後の德行譚集も、序に、「此書を青年子弟に捧げてころばぬさきの杖たらしめんと欲するのみ。」（『通俗孝子伝』）、「普く古今の忠臣孝子の善行美事を輯めて其の範を少年少女諸子に示し……。」（『ポケット忠孝百話』）（傍点引用者以下同じ）などあり、童蒙教育を目的として撰された德行譚集であることが分かる。

これらの資料群は、全て同一事件に関する記述であるが、情報に多少の異同が見られる。そのうち、当該事件

の主人公である子供たちに関する情報の異同より、機械的にいくつかの群に分類することが可能である。

先ず、これら資料群は、子供の数を三人とするものと五人とするものとに大別できる。全て同一の事件を取り扱いながら、登場人物の人数に異なるのは不可解であるが、これに関しては、『五孝子伝』の跋に相当する部分に、

ねがひをつかさどるものは、市まきふたりなり、長太はやしなひ子なり、末ふたりはいはけなし、しかるを五孝子としるしたるはいかにといふ人あり

とある。『五孝子伝』は、当該事件発生後最も早期に文章化されたものであるが(注1)、この時点で、願い出の主体を五人と考えることに疑義が示されていたことが見てとられる。こういった考え方の差異が、後に事件主体を三人と記す資料群を発生させたのである(注2)。

また、事件主体を五人とするものは、年齢の記述よりさらに細分類が可能である。長太郎を最年長とし、長太

郎十七歳・いち十六歳・まき十五歳・とく九歳・初五郎七歳とする群と、いちを最年長とし、いち十六歳・まき十四歳・長太郎十二歳或は年齢不明・とく八歳・初五郎六歳とする群との二群がある(注3)。本稿では、これらを便宜的に、子供が五人かついちが最年長の群を甲群、子供が五人かつ長太郎が最年長の群を乙群、子供が三人の群を丙群と名付ける。

各群内では、他にも文章量、記述形式、情報等に高い同一性が見られる。いくつか例を挙げると、兄弟姉妹を「五孝子」と称するのは甲群長太郎年齢不明群に限られる。一家の居住地の表現が、甲類は「堀江橋通」に類するもの、乙類は「橋通四丁目」に類するもの、丙類は「浪華」に類するものとなっている。また、父親の屋号は、乙類全てと『耳袋』を除く丙類全てが「勝浦屋」に作るのに対して、甲類には「勝浦屋」とするものはみられない(注4)。

さらに甲群内部において、長太郎の年齢を明記するものとしないものとを区別し、表にまとめると以下のようになる(項目内は発行順)。

人数	類	書名	各人の年齢	五孝子	屋号	住所
		五孝子伝	16 14 ? 8 6	○	かつらや	堀江橋通

三	五													
	(乙)				(甲)									
ポケット忠孝百話	賢女脩身事蹟	修身事蹟	耳袋 卷二	窓の須佐美追加	教毓史譚 (孝義録)	和漢孝義録	近世孝子伝	官刻孝義録	最後の一句	一話一言	通俗孝子伝	浪速人傑談	撰津名所図会大成	撰津名所図会
			13 4 9 或 7	15 15 12	17 16 15 9 7	17 16 15 9 7	17 16 15 9 7	17 16 15 9 7						
									16 14 12	16 14 12	16 14 ?	16 14 ?	16 14 ?	16 14 ?
					9 7	9 7	9 7	9 7	8 6	8 6	8 6	8 6	8 6	8 6
											○	○	○	○
勝浦屋	勝浦屋	勝浦屋		勝浦屋	勝浦屋	勝浦屋	勝浦屋	勝浦屋	桂屋	かつらや				
浪華の浦	浪華	浪華		浪花	橘通四丁目	橘通四丁目	橘通の第四街	橘通四丁目	南組堀江橋際	堀江橋近辺	堀江橋橋	堀江橋町	堀江橋通	堀江橋通

(表二)

なお、三群の成立年代については群による偏りはみられない(表一参照)。また、甲群の『一話一言』の著者である大田南畝は、乙群である『官刻孝義録』編纂者でもある。このことから、同時期に複数の系統の記録が並立していたことが分かる。他に管見の及んでいない資料

が存在する可能性は当然あるが、ひとまず判明したこれら資料群を用い、次章より、各群内部での先後関係及び踏襲関係について考えてみたい。

二、甲群

甲群七書は、他の二群に比して文章量が多く記述が詳細なことが特徴である。ただ『撰津名所図会』（巻四、大坂部「難波人」）・『撰津名所図会大成』（巻十三下、「忠孝の庶民」）の記事のみ他の五書に比べて極端に文章量が少なく、事件の単なる記録といつてよい。また、『撰津名所図会大成』には、「先板撰津名所図会に見へたり。再びここに出す」という記述があり、この両書には踏襲関係があることが分かる。

有る程度の長さを有する他の五書では、一見して『五孝子伝』『一話一言』『浪速人傑談』の類似性が高いことが見てとられる。この三書は、最後部に載す事件の講評を除き、細かな内容や文章表現までかなりの程度一致しており、踏襲関係を有することは疑いをいれない。試みに挙げると、

なんぢらがねがひ無益の事なり。命かはらんといふも、ふたゝび逢見てなどおもふべし、願のごとくすとも、まづなんぢらをそめころして、さてかはらすべければ、逢みんことゆめあるべからず（『五孝子伝』）

汝等が願ひ無益の事也、身代りに立んといふも今一

度父に逢ん為なるべし、願ひの如くなりても先汝等を殺して後に父を免すべきなれば、逢み見ん事あるべからず（『一話一言』）

汝が願ひ更に益無き事なり、命にかはらんと云うも、再会を思ふなるべし、願の如くすとも、先汝等を責殺して、偕さきかはらすべければ、逢見ん事ゆめ努々有べからず（『浪速人傑談』）

の如くである。先行する『五孝子伝』を、後の資料が文体に多少の改変を加えて収録したと考えられる。次に、僅かながら見られる異同に注目すると、

あねききて、さらばものいはんとて、耳もとによりて、父の心つねにはまめしくて、神仏にもよくつがへたまふに、今かゝるつみおかし給ふ事、ひとへにわれらを世にあらせてなどのまよひなるべし（『五孝子伝』（傍線引用者以下同じ））

姉さあらばもの云んとて耳元へより父の罪を犯し給ふも我々を養はんため也（『一話一言』）

姉聞て、さらば物言はん、とて耳元によりて、父の心常に実しくて、神仏にも能つかへ給ふに、今かゝる罪犯し給ふ事、偏に我等をも世にあらせてなぞの惑なるべし（『浪速人傑談』）

とあり、『一話一言』（巻四）のみ「父の心云云」のフレーズを欠く。また、以下も同様である。

誠に死をきわめたるありさまなり、長太いかにのたまふに、おそれながらおのれひとりのがひもかきつけ候ぬとてさゝげ奉る（『五孝子伝』）

偕又長太郎はいかにとあれば、乍恐私独りの願書有之候とて差出しぬ（『一話一言』）

誠に死を極めたる有様なり、長太郎はいかに、と宣ふに、恐ながら、己独が願も書付候ひぬ、とて捧げ奉る（『浪速人傑談』）

三者の關係は、その成立年代から、『五孝子伝』『一話一言』『浪速人傑談』の順に踏襲したか、『一話一言』『浪速人傑談』がそれぞれ『五孝子伝』を踏襲したかに搾ら

れるが、『浪速人傑談』と『五孝子伝』との類似性がより高いことから、『浪速人傑談』は間に『一話一言』を挟んでおらず、『一話一言』と『浪速人傑談』とのそれぞれが、独自に『五孝子伝』を踏襲したと考えられる（注1）。

残りの『最後の一句』『通俗孝子伝』は事件の内容は先に挙げた五書と等しいものの、所謂「小説」の形を採り、文章量がさらに多く、科白や記述に独自の創作にかかると考えられる要素を多く含む。ために、二者間での踏襲關係は想定し得ない。ただ、成立時期から先行する資料を参照したと考えられるため、先程と同様の手法を用いて確認する。

紙幅の都合上一例のみ挙げて示すと、『五孝子伝』が「庭上にはせめとはるべきための道具をかざり」、『一話一言』が「白洲にはせめとはるべき道具をかざり」に作る箇所を、『浪速人傑談』は具体的に道具名を挙げ、「庭上には、荊鞭、鉄杖、杻械、枷鎖をかざり並べ」に作る。これに對して、『通俗孝子伝』は、

罪人の責苦の道具は、数を尽して怖ろしげに並べてある。あの棘のある鞭で発矢と頬を打たれたら奈何であらう、黒く油ぎつた鉄の棒で背を叩かれたら奈何であらう、あの太い縄で両の手を縛られて、高い

所へ吊上げられたら奈何であらう、重い首枷、重い鎖、これで賣られたら奈何であらうと、思はず身の毛もよだつやうである。

とあり、拷問道具の種類と叙述順より『浪速人傑談』を踏まえて改作していると考えられる。また、『浪速人傑談』は当該記事末尾に載す講評に、「是を浪花に於て、元文の五孝子と称して、其時の美談とせり」とあり、続いて、

おさなくて父を救ひしいさおしは千とせの後も朽せざるらん

と著者政田義彦自作の和歌を載すが、『通俗孝子伝』最後には詠み人「政田義彦」の名を記してこの和歌が引かれ、「元文の五孝子として浪速に名高かつたのは之である」と結んでいる。ここから、『通俗孝子伝』は『浪速人傑談』を典拠として創作されたものと考えてよいであろう。

さて、残る『最後の一句』であるが、既に先学により、『一話一言』がその直接典拠であると指摘されている。ただ、この指摘は丙群の『耳袋』『窓の須佐美附加』のみとの比較より導かれたものであるため、甲群の他の資料との比較を行ない、通説を確認しておく。

『最後の一句』において独自の創作を含まず、ほぼ原拠の通りに記述すると考えられる箇所に関して一例を挙げる。例えば、前三書が、

太郎兵衛にむかひて、罪おそろしけれど、かくはからひぬとて、金そこばくとり出で、これおさめいれよといふ（『五孝子伝』）

太郎兵衛にひそかに申やう、此度海上にて難風の次第、津々浦々迄も存じたる事なれば、かやうに計らひたりとて、右の金子を出し渡しければ、（『一話一言』）

太郎兵衛が許に至り、罪懼しけれどかく計ひぬ、と金許多く取出て、是納めいれよ、と云（『浪速人傑談』）と作るのに対して、『最後の一句』には、

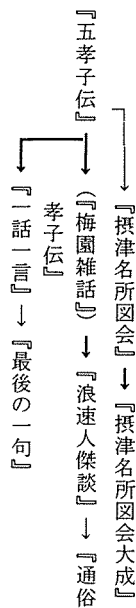
さて新七が太郎兵衛に言ふには、難船をしたことは、港々で知つてゐる。残つた積み荷を売つた此金は、もう米主に返すには及ぶまい（『最後の一句』）

とあり、『一言一話』の独自要素を継承しているなど類似性が高い。これらより、通説どおり『一言一話』に依っていることが確認できる。なお、通説の他に、乙群の『近世孝子伝』をその原拠とする意見も存在するが、情報量・情報内容・長さ・文章表記などの点から従いがたい^(注1)。

ここまでの検討により、甲群には、①『撰津名所図会』↓『撰津名所図会大成』、②『五孝子伝』↓『梅園雑話』↓『浪速人傑談』↓『通俗孝子伝』、③『五孝子伝』↓『一言一話』↓『最後の一句』の三つの踏襲課程が想定できる。このうち、『一言一話』『浪速人傑談』は、明らかに『五孝子伝』を踏襲したものだ^(注2)が、『浪速人傑談』が、文体までほぼ『五孝子伝』そのままであるのに対して^(注3)、③の系統には幾らかの設定の改変が見られる。②の系統が長太郎の年齢を記さないのに対して、長太郎の年齢が十二歳と明記されていること^(注4)、また、②が兄弟を「五孝子」と称するのに対して、この名称が見られないこと、などである(表二参照)。

この相違点から①の典拠についてさらに考えると、長太郎の年齢を「年不知」に作り、また兄弟を「これを元文の五孝子と賞す」と称するなど、②との類似性がやや高い。よって作成年代から、『撰津名所図会』は『五孝子伝』を参照したものとひとまず考え得る。以上を図にま

とめると以下のようなになる。



※太線は直接の依拠関係を、細線は参照関係を示す

畢竟、甲群の資料は、全て『五孝子伝』を元に踏襲作成されたものと考えられる。『撰津名所図会』はその内容が節略され、『浪速人傑談』はほぼ改変が見られず、『一言一話』にはいくらかの改変が見られる。そうして、『浪速人傑談』を基に『通俗孝子伝』が、『一言一話』を基に『最後の一句』が、多分に創作を加え、小説として作成されたと考えられよう。

三、乙群

乙群は甲群とは兄弟の構成が異なり、全て長太郎を十七歳と記している。さらに、標題が、「大坂ノ長太郎」(『和漢孝義録』)、「勝浦屋長太郎兄弟五人」(『教統史譚』)、「政太郎」の項の附録(『近世孝子伝』)とされ、長太郎を当

該事件の中心人物として扱っている。乙群は『官刻孝義録』『近世孝子伝』『和漢孝義録』『教統史譚』の順に成立しているが、その踏襲関係については、『官刻孝義録』『和漢孝義録』『教統史譚』は文章がほぼ一致しており、また『教統史譚』には『官刻孝義録』（撰津国）の引用であるとの明記がある。ここから、『教統史譚』は『和漢孝義録』を介さず、『官刻孝義録』を踏襲している、つまり『和漢孝義録』『教統史譚』はそれぞれ独自に最も早期に成立した『官刻孝義録』を襲ったものであることが分かる。

なお、『近世孝子伝』は『官刻孝義録』の次に成立しているが、内容はほぼ他三書に一致しているものの、『官刻孝義録』に「長太郎は養子にて家名を淡路屋といふ、妹のとくを具しておなし所六町目にすみけり」とあり、『和漢孝義録』『教統史譚』も同様の記述を有するのに対し、『近世孝子伝』のみ「淡路屋」「別居」の情報が見られないなど、他の三書に比してやや独立性が高い。『官刻孝義録』『近世孝子伝』間より『官刻孝義録』『和漢孝義録』間の方が類似性が高いことから、『和漢孝義録』『教統史譚』が『近世孝子伝』を襲ったものではありえない。一例を挙げて示す。

五人のもの町奉行所に打つれゆきて、我々五人の命

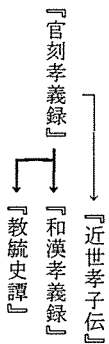
を召して父が罪ゆるさせ給へといひ出けるさま孝心の誠世にたくひなく見えしかは（『官刻孝義録』）

五人のもの町奉行所に打つれゆきて、我々五人の命を召して父が罪ゆるさせ給へといひ出けるさま孝心の誠世にたくひなく見えしかは（『和漢孝義録』）

五人ノ者町奉行所ニ打連レユキテ我々五人ノ命ヲメシテ父ガ罪ユルサセ給ヘトイヒ出ケルサマ孝心ノ誠世ニタグヒナク見エシカバ（『教統史譚』）

五人の児等町奉行の庁に詣り哀訴して五人の命をさげもて父の死を贖はんことをかたく請ひければ（『近世孝子伝』）

よつて、『官刻孝義録』以外の三者間には踏襲関係はなく、それぞれが独自に『官刻孝義録』を襲ったものと考えられる。以上を図に示す。



四、丙群

丙群は五冊の資料を有するが、その内部において、『修身事蹟』『賢女脩身事蹟』『ボケット忠孝百話』の文章はほぼ一致し、特に『修身事蹟』『賢女脩身事蹟』は標題がそれぞれ「勝浦屋太郎兵衛の娘」「勝浦屋太郎兵衛ノ娘」と同一であり、また全く同じ挿絵を用いているなど明らかな踏襲関係がみられる。その中では、

町奉行深く其心に感じたれども、此幼少の者にして、斯ることに心付とは餘りに不審儀なり、誰か教べしものならんとて、『修身事蹟』

佐々其深く其孝心を感じずと雖ども、幼少の者の心付所にあらず、誰か教べしものならんと、『賢女脩身事蹟』

之を聞いて町奉行は深く其孝心に感じましたが、而し此の年少の者共が斯る事柄に心付とは如何にも大人気である、何でも誰かが教たものであろうと、『ボケット忠孝百話』

とあるように、『ボケット忠孝百話』と『修身事蹟』との類似性がやや高い。また、冒頭二文の順序も『修身事蹟』に等しく、『賢女脩身事蹟』とに異同がみられる。三者の成立順は、『修身事蹟』『賢女脩身事蹟』『ボケット忠孝百話』であるから、『ボケット忠孝百話』は『修身事蹟』に依拠した上で多少文章を改変したものと考えてよいであろう。

上述三書が兄弟の名は示すが年齢を示さないのに対して、『耳袋』は名を示さず「惣領は娘にて十三四、それより九つ八つばかりの小兒ども」と他群にも見られない独自の年齢を設定する。また、当該事件を「享保のころ」とし、他資料が一日とする嘆願を「日々牢屋門前に到りて」とするなど、全編に涉つて情報の独自性が高い。

『窓の須佐美追加』も文章の独立性が高く、また「その子長太郎十二歳むすめ市十五歳まき同年」としており、独自の年齢設定を有する。ただ、一部記述に先に挙げた三書と似たものが見られる。

三児の思ひ入たるけしき、此事かなはずは、火にも水にも入ぬへく見て、『窓の須佐美追加』

三人とも決心面に現はれ、若し許されざれば、水に入りて死せんとする気色なりしかば（『修身事蹟』）

然るに三人とも決心面に現はれ若し聴かれざれば、水にも入りて死せんとす（『賢女脩身事蹟』）

三人の決心は堅く面に現れ、此事が御聞入れなければ、元より生てる甲斐なければ、海に身を投げて死でたとて聞入れません（『ポケット忠孝百話』）

この「訴えが入れられなければ入水するという気迫」に類する記述は、甲類乙類の全て及び『耳袋』には見られない。『窓の須佐美追加』と他の三書との間には、直接の踏襲関係は見えないが、『修身事蹟』との間に参考程度の関係を持つ可能性は否定できないといえよう。本節の結論を図にまとめる。

『耳袋』（独立）

『窓の須佐美追加』∴『修身事蹟』
└─┬─┘
『賢女脩身事蹟』
『ポケット忠孝百話』

五、資料の踏襲関係からみた『最後の一句』解釈

本節では、上で明らかとなった踏襲関係を踏まえ、『最後の一句』解釈について些かの私見を述べたい。これまでに『最後の一句』研究の一段として、直接原拠である『一話一言』と比較し、原拠改変の有無や改変内容から、鷗外の独自性を導き出すという手法が用いられてきた。しかし、『五孝子伝』と『一話一言』との同一性は非常に高く、『一話一言』は細部を除き、ほぼ『五孝子伝』を踏襲したものと見てよい（注5）。踏襲関係の存在が明らかとなった以上、その取り扱いにはこのことを踏まえる必要が生ずる。

たとえば『一話一言』の当該記事「元文三年大坂堀江橋近辺かつらや太郎兵衛事」については、「同記事は、町役人金屋某の筆記を元文三年三月二十三日に大田南畝が借りて写したものである」（『森鷗外全集』第三卷、筑摩書房、昭和三十七年、尾方仿氏注）などとされてきたが、その根拠となる『一話一言』に見える記述、

右之趣其町の役人金屋何某の書記したるを乞求めて
元文四年三月廿三日に写し畢りぬ（『一話一言』）

は、『五孝子伝』に、

このものがたりは、其町をさき金やなにがしが書きつけたるも見、人に語たるもきく、おほやけにて見聞したるなどいふよりもつたへてしるしぬ……。／元文己未のとし三月廿三日／誠之しるす(『五孝子伝』)

とある。

作品全体の類似性から、両者に踏襲関係があることは明らかであるし、「誠之しるす」との署名を有することから、『五孝子伝』が「金やなにがしが書きつけたる」「人に語たる」「おほやけにて見聞したるなどいふ」などを元にした中井甃菴(誠之)の著作物であることが分かる(注16)。さらに、その「金やなにがし」の「書きつけ」自身に「金やなにがし……つたへてしるしぬ」などという文句があることはありえず、当該部は完全に甃菴の手になる文章である。このため、右の一条を有する『一言一言』が、「金やなにがし」の「書きつけ」など他の資料を写したのではなく、『五孝子伝』を筆写改変したものであることは明らかである。

つまり、『一言一言』の「写し畢りぬ」という当該箇所自身も『五孝子伝』を筆写改変したものであり、「金屋某

の筆記」を元に「借りて写した」のは甃菴なのである。そもそも、『一言一言』の著者である大田南畝は寛延二年(一七四九)生まれであり、元文四年(一七三八)に筆写することなどできようはずもない。

また、山崎一穎氏は『一言一言』について、「記録者役人金屋某は……奉行所の温情ある処置を賞讃している。……総じて、記録者が役人ということもあつて自らの立場に添う形で、奉行所側の厚き温情が表出され、政道の正しさが強調されている」(山崎氏前掲論文)とするが、金屋何某を「役人」とし、その記録物を筆写したかのように記すのは南畝による改変であり、『一言一言』の記す中身の大元は、「町をさ」である「金やなにがし」の書記である。記録者が「町をさ」である以上、ここに「役人」の立場が見られるはずはない。よしんば「奉行所側の厚き温情」や「政道の正しさ」の「表出」「強調」が見られるとしても、少なくともそれらを「役人」が「自らの立場に添う形」で記したものであることはできない。

この他、子供達の尋問に関して、『最後の一句』に「町年寄五人に桂屋太郎兵衛が子供を召し連れて出させることにした」とあり、尾形氏はこれに注して、『一言一言』に(町の年寄五人の者)とあるのによつたもの」としつづ、「ただし、大阪の町年寄は一町一人が原則で、原文は、

町年寄および町内五人組の意に解すべきである（尾形氏前掲注釈十七）としている。これに対し山崎氏は、「町年寄五人に」「町年寄五人が来た」（『最後の一句』）を引き、「鷗外が「町年寄五人」と理解していたか、「町年寄、五人組」と理解していたか判然としない」（山崎氏前掲論文）としている。そこで、この箇所を『一話一言』の原拠である『五孝子伝』の当該箇所と比較すると、

町をさ五人のものを、つれて出るに（『五孝子伝』）

町の年寄五人の者召つれ召出べしと被仰付故、皆々召連れ出候處（『一話一言』）

となる。『五孝子伝』には「五人のものを」と、目的語（＝動作・作用が直接に及ぶ対象）を示す格助詞「を」が使用されていることから、この「五人の者」が目的語であることは疑いを入れない。このことは、『一話一言』の他の箇所にも「町年寄へ下知ありて、明日五人のものを召連出べしと被仰付たり」などの表現があることから明らかにである。鷗外の理解が「町年寄五人」および「町年寄、五人組」のどちらであったにせよ、『最後の一句』の「町年寄五人」を主語とする記述は、『一話一言』の記述「町

の年寄（は）五人の者（を）召つれ召出べし」を「町の年寄五人の者（は）召つれ召出べし」と誤読した結果といえよう。

また、今回調査の及んだ他の関連文献との比較より、『最後の一句』の表現の独自性について再度の検討を必要とされる部分もでてこよう。

例えば、海難詐称事件に関して、『一話一言』では太郎兵衛は新七と共謀して自身が積極的に隠蔽工作を行なうが、鷗外は「それまで正直に営業していた」が「ふと良心の鏡が曇って、その金を受け取ってしまった」などの表現を加え、事後共犯と改変する。また太郎兵衛の罪状についても、『一話一言』の「今は新七代りとして太郎兵衛罪科極」を改変して、「身代わり」を示す記述を使用しない。これまでこの改変は鷗外の著作意図を示すものと考えられ、勝倉寿一氏は、「典拠史料が共謀の積極的な意志を有する太郎兵衛を新七の身代わりの位置に据えて減刑の可能性を与え、いちの身代わりを權威が容認し得る余地と、孝心を顕賞して「道ある御代の御恵み」を示す人心収攬策への配慮を加えたのに対し、鷗外は、正直者の過ちに証拠だけが死命を制する太郎兵衛の悲劇的運命と、共謀関係と誤認したに等しい權威の苛酷な処分を強調」しているとして、この改変が「孝女賛美を権力批判

に変えた作者の構想」(『森鷗外』最後の一句)私見」『文学研究』第九九集、昭和五七年)を表すものと捉える。

しかし、孝を賛美し「嗚呼、仁政の有り難さよ」などとして「道ある御代の御恵み」を称える『通俗孝子伝』においても、隠蔽工作に関しては、

新七は問屋が許へ届ける筈の米は其俵売飛ばして、水船を牽いて浪速へ帰つてきた。……日頃は正直な太郎兵衛だが、山吹の花の盛りをみせつけられては、とうとう欲にひかされて、

とあり、太郎兵衛の「積極的な意志」は否定されている。また、太郎兵衛の罪状に關しても、高札の内容として、

居船頭新七太郎兵衛こと、沖船頭新七と申す者と同腹いたし、……兩名召捕りの上、屹度相罰すべきの所、……先づ科分明なる太郎兵衛を処罰し、來二十日に斬罪に行ひ、其罪状を訊され候もの也

とあり、「身代わり」を示す記述を使用しておらず、鷗外の改変とほぼ等しいといえる。権力批判の要素を全く持たない『通俗孝子伝』が同様の改変を行なう以上、この

改変に「孝女賛美を権力批判に変えた作者の構想」を讀込むことはできない。単に、正直者の出来心とする方が、太郎兵衛ひいてはいちへの読者の共感を生みやすという、物語構成上の都合と考えるべきであろう。

さらに、他の関連文献の存在より、史実としての当該事件が人々にいかに受入れられていたかが判明した。

川村湊氏は、「城代も両奉行もいちを「変な小娘だ」と感じて、その感じには物でも憑いてるのではないかという迷信さえ加わつたので、孝女に対する同情は薄かつた」(『最後の一句』)を引いて、「つまり、「いち」の行動は常識的には「孝女」と呼ばれるのにふさわしいものであつたのだが、周囲の人間はそれを「物でも憑いてるのではないか」と逆に不審、不安に思つたということなのだ。子供心に父親を助けたい一心にお奉行さまに身代わりを訴え出る。もしそうであるならば、それは「孝女」「孝子」として大坂の話題を攫い、同情の涙を誘つただろう。現代でもそうだが、江戸時代の歌舞伎には、子役によるお涙頂戴のシーンは、決して少なくなかつたのである」(『解説』『高瀬舟』、集英社、一九九二年)とする。しかし、上で示したように、いちら兄弟姉妹は、『最後の一句』に至るまでに、少なくとも十五種にも及ぶ評伝が記されており、また、「之を元文の五孝子と賞す」(『撰

津名所図会』・『撰津名所図会大成』・『元文の五孝子と浪速に名高かつたのは之である』（『通俗孝子伝』など）とある通り、「元文の五孝子」と称され賞賛されている（注17）。さらには『官刻孝義録』に登録されていることからも分かるように、お上から公的に孝行に対する褒賞も受けており、十分に「大坂の話題を攫って」といって考えられる。当該箇所は城代と両奉行との心証に関する記述であり、それ以外の「周囲の人間」の反応ではない。また、城代と両奉行との心証自体鷗外の創作であり、少なくとも史実に表れた周囲の反応とは全く異なっている。『最後の一句』の「孝女に対する同情は薄かったが」なる記述をもとに、城代や奉行の心情を越えて、鷗外の言及しない「周囲」「大坂」の反応を想定することには、慎重な配慮が必要と言わざるを得ない。

おわりに

本稿では『最後の一句』までを取り上げたが、以後も関係資料の増加は続いている。大正十四年に刊行された物集高見氏編『忠孝譜』には乙群系の話が収録されており、興味深いことに、大阪府学務部編の女子用修身書として所謂「婦徳」を称揚する目的で記された『女子鑑』

には、「浪速の五孝子」と題して『最後の一句』が収録されている。『女子鑑』の編者にとっては、『最後の一句』も孝行譚の一バリエーションとして捉えられていたと考えられる。

鷗外にとつて、『最後の一句』が単なる孝行譚ではないことは明白である。鷗外は、孝行譚集である『古今孝子録』（通俗教育普及会編、通俗教育普及会出版局、大正三年）に序を寄せて、

（引用者注……曾我兄弟の話などは）追々筆を入れて努て正確な伝説に近づかしむるやうにして貰いたい……正しい筋の伝説を家庭家庭に入り込ませたいと云ふ情が、愈切になるのは、無理のない事ではあるまいか。

としている。小説である『最後の一句』が原拠と大きく主題を転換させているのに対して、孝行譚に関しては「努て正確な伝説に近づかしむる」ことを求めているのである。この主張に鑑みれば、『女子鑑』が当該事件を孝行譚として扱うのであれば、大元の『五孝子伝』を載せるべきであったということになるだろうか。

注

- (1) 「孝行者 同支配所橋通六丁目 町人勝浦屋太郎兵衛倅淡路屋 長太郎 十七歳 元文四年御褒美／孝行者 同支配所同所 同娘 とく 九歳 同時御褒美／孝行者 同支配所橋通四丁目 同倅 初五郎 七歳 同時御褒美／孝行者 同支配所同所 同娘 いち 十六歳 同時御褒美／孝行者 同支配所同所 同 まき 十五歳 同時御褒美」(『官刻孝義録』「撰津国」)
- (2) 山崎一穎氏「最後の一句」論攷(『跡見学園女子大学国文学科報』第一八号、平成二年)等参照。
- (3) 長谷川泉氏「最後の一句」(『森鷗外論考』明治書院、昭和三七年)
- (4) 中井鷺菴『五孝子伝』の底本として『懷徳堂五種』(西村時彦編、松村文海堂、明治四四年)、松崎堯臣「窓の須佐美追加」の底本として『近古文芸温知叢書』第七編(博文館、一八九一年)、『耳袋』の底本として『耳袋』(東洋文庫二〇七・二〇八、根岸鎮衛著、鈴木棠三編注、平凡社、一九七二年)、『撰津名所図会』の底本として『撰津名所図会』(『名所図会叢刊』三・四・五、秋里離島著、竹原春朝斎他画、新典社、一九八四年)、『官刻孝義録』の底本として『官刻孝義録』(菅野則子校訂、東京堂出版、一九九九年)、『撰津名所図会大成』の底本として『浪速叢書』七・八巻(浪速叢書刊行会、一九二七年)、『一話一言』の底本として『大田南畝全集』(濱田義一郎編、岩波書店、一九八五年)、『浪速人傑談』の底本として『続燕石十種』(水谷不倒・朝倉無声編、国書刊行会、一九〇八年)、『近世孝子伝』の底本として『近世孝子伝』(城井寿章著・佐藤元長校、槐陰書屋、明治七年)、『和漢孝義録』の底本として『和漢孝義録』(鈴木重義編、亀谷省軒評、光風社、明治一五年)、『修身事蹟』の底本として『修身事蹟』(保田安政、目黒書店、明治二四年)、『賢女脩身事蹟』の底本として『賢女脩身事蹟』(今川肅、中近堂、明治二五年)、『教毓史譚』の底本として『教毓史譚』(仙台文庫叢書)第八集、芦立文助編、作並清亮出版、明治三〇年)、『ポケット忠孝百話』の底本として『ポケット忠孝百話』(佐藤藤葉編、日吉堂、明治四四年)、『通俗孝子伝』の底本として『通俗孝子伝』(石川弘、洛陽堂、明治四五年)を用いた。
- (5) 東洋文庫版の鈴木棠三氏「解題」に「巻二の記事の下限が天明六年であるので、恐らく巻二は佐渡で書かれたのであろう。」とあるのに拠る。
- (6) 『日本教科書大系 近代編』第三巻(海後宗臣他編、講談社、一九六二年)に『近世孝子伝』を載す。
- (7) 事件の最終日は元文四年三月二日であり、奥付によれば

『五孝子伝』の成立は同年三月二十三日である。

(8) また、昭和期の徳行譚集に、「窓のすさみ追加に奉行所へ願出しは長太郎いちまきの三人とあり。とく初太郎は尚幼稚なればさもあらんかし。」(白井喬次『国史挿話全集』第四卷、「浪花の幼き五孝子」、昭和一七年)とある。

(9) 兄弟姉妹の名称は当該のものを用いるのが一般的だが、それぞれ『五孝子伝』は「伊知」「萬幾」、「一話一言」は「まつ」、「近世孝子伝」は「阿市」「阿政」、「阿徳」、「窓の須佐美」は「市」、「ボケット忠孝百話」は「マサ」、「通俗孝子伝」は「初太郎」との表記を用いている。

(10) 鷗外のみ「桂屋」とするのは、基づいた『一話一言』がひらがなを用いて「かつらや」としているのを独自に漢字化したものである。

(11) なお、『浪速人傑談』には、自注として「右五孝子の事跡は、東都之北静盧先生之梅園雑話と云書に載たるを、すこしも増減せず写す処なり」とあるため、『五孝子伝』『梅園雑話』『浪速人傑談』という踏襲順であったようである。北静盧『梅園雑話』については詳細未詳。

(12) 徳田進氏「身替り救親譚の文学的成長——鷗外の最後の一句」考——(『孝子説話集の研究』第四章——、井上書房、昭和三九年、三三三頁) 参照。

(13) 『梅園雑話』は未見であるが、『浪速人傑談』に〔注……

『梅園雑話』を) すこしも増減せず写す」とあるため『浪速人傑談』とほぼ同じいと考えられる。

(14) 丙群の『窓の須佐美』もしくは他の伝聞由来の情報か。

(15) 『一話一言』は五十巻を数え、その中には南畝自身の著述の他、自作以外の歌・文・条文・証文など、さまざまなのが収録されている。

(16) 五井蘭洲が識語において、「五孝子の状、中井整菴記す。実に観るべきたりて、文鳴を溢ぎず。五子の孝に同じきなり。蓋し諸を天性に得て、古今の希なる所なり」と中井整菴を賞讃していることから、『五孝子伝』が整菴の著作物であることが分かる。

(17) 『撰津名所図会』巻四「難波人」には、十五組の孝子貞女が挙げられているが、その中でも、「元文の五孝子」といった美称が添えられているのは、いち等兄弟姉妹ただ一例である。